

平成26年3月20日策定  
平成27年4月 1日改訂  
平成30年9月 1日改訂  
いじめ防止対策委員会

## 学校いじめ防止基本方針（長泉町立南小学校）



## 第1 いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」これは、子ども、保護者、教職員だけでなく、地域住民など全ての人の願いです。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

### 1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが必要です。

## 2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。しかし、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気を付ける必要があります。

## 3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体・長泉町全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会・長泉町総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

### (1) いじめの未然防止 ー健やかでたくましい心を育むー

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち(自尊感情)を高め、きまりを守ろうとする意識(規範意識)や互いを尊重する感覚(人権感覚)をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、学校、家庭、地域、それぞれが連

携して、子ども自身の自立をめざすことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。

地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。

長泉町では、特別支援教育補助員をはじめとして、手厚く支援員を配置していることから、子どもの見取りと理解を進め、子どもと教職員との信頼関係を大切にしていけることが求められます。また、授業や活動の中では、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが大切です。更に学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくようなより質の高い集団を育てていくことが重要だと考えます。

学校、家庭、地域は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めます。

## （2）いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

### ア 早期発見 ーいじめはどの子どもにも起こりうるー

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校、家庭、地域が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにい

じめを見つけていきます。

家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめなどが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認します。また、定期的なアンケート調査の実施も一つの方法として取り入れます。何より大切なことは、職員間で情報交換のしやすい環境を作っておくことだと考えます。職員のチームワークも、いじめの発見の大切な条件の一つです。

地域では、いじめの事実を知ったり、現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど、連携して対応することが重要です。

### イ 早期対応 —いじめられている子どもの立場に立って組織的に—

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められます。

いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応することが重要です。状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携することも必要です。常に、個々で対応せずに、組織（チーム）で対応していきます。

### (3) 関係機関等との連携 —専門家とつながる—

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

#### 【長泉町の学校で考えられる連携を図ることのできる関係機関等】

- ・町顧問弁護士
- ・臨床心理士
- ・裾野警察署
- ・東部児童相談所
- ・民生委員
- ・町補導員協議会
- ・主任児童委員
- ・町人権擁護委員
- ・保健師
- ・児童福祉担当
- ・社会教育指導員（ひまわり相談室）
- ・学校評議員
- ・心の教室相談員
- ・S C（スクールカウンセラー）
- ・S S W（スクールソーシャルワーカー）

## 第2 いじめの防止等のための対策

学校は、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、長泉町教育委員会との適切な連携の上、実情に応じた対策を推進します。

### 1 いじめ防止等の対策のための校内組織

学校は、組織的かつ実効的にいじめ防止等に取り組む中核となる常設の組織を置きます。

#### 【構成員】

《いじめ対策委員会》

- ・校長 ・教頭 ・主幹教諭（教務主任） ・生徒指導主任（主事）
- ・学年主任 ・養護教諭 ・学級担任 ・教科担任
- ・関係の深い教職員（必要に応じて）

《拡大委員会》

- ・いじめ対策委員会 ・SC（スクールカウンセラー）・SSW（スクールソーシャルワーカー）

### 2 具体的な対策

#### （1）道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ります。

#### （2）子どもの自主的活動の場の設定

学級活動や児童会活動など、子どもが自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組みます。

#### （3）保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発します。また、家庭や地域ボランティアの「見守り隊」「スクールガード」の方々と日々連携し、児童の表れで気になる情報を受け取り、いじめの未然防止につとめます。

#### （4）配慮を要する子どもへの配慮

学校として特に配慮が必要な子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行います。（例

えば、発達障害を含む障害のある子ども、外国につながる子ども、性同一性障害や性的志向・性自認に係る子ども及び東日本大震災で被災した子どもや原子力発電所事故により避難している子どもなど)

#### (5) 教職員の資質向上

学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画になるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図ります。また、毎月20日過ぎに行う「生活アンケート」の結果をもとに、学年研修として、いじめ撲滅についての対応を協議し、実践していきます。また、年に3回、担任と児童が1対1でじっくり話す「ふれあいトーク」週間を設定し、児童の声に耳を傾け、受容・共感するところからの信頼関係を築いていくように努めます。

#### (6) 学校評価による取り組みの改善

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取り組み(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取り組み、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。

### 3 いじめの早期発見・早期対応

#### (1) いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を怠ることがないように、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確に定めておきます。

#### (2) 子どもの実態把握

子どもに対する日常的な観察を基盤に、毎月20日過ぎに行う「生活アンケート」の結果をもとに、学年研修として、いじめ撲滅についての対応を協議し、実践していきます。

#### (3) 相談体制の整備

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。

#### (4) 学校のいじめに対する措置

- ・いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときには、教職員は速やかに、学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげていきます。また、いじめが確認された場合には、設置者に報告します。
- ・いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行います。
- ・必要に応じて、いじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにします。
- ・いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとります。
- ・いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要とされます。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することとします。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める必要があります。

#### (5) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができます。

#### (6) 関係機関等との連携

日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応します。



### 第3 重大事態への対処

いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があります。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」を踏まえ、適切に対処していきます。

#### 1 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言います。

(1) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

(2) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき。

子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはしません。

#### 2 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は長泉町教育委員会に報告し、教育委員会の判断のもと、速やかに教育委員会又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、子どもや教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等により、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する必要があります。

なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行うものとしします。

### 3 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要なので、初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意します。

対応については、窓口をしぼり、他の職員は情報や個人の感想等を出さないようにします。